

質問テーマ	●随意契約内容の公開を
質問	<p>現在の危機的な財政事情の下で、少子高齢化等の社会変化に対応した行政ニーズが増大しており、また、行政サービスの質的向上が求められている。したがって、政府においては、納税者である国民の視点に立って、国民生活に不可欠な社会資本などの整備を、無駄なく、効率的に推進していく必要がある。しかしながら、天下りを背景とした官製談合事件に見られるように、必ずしも公共調達が適正に行われておらず、無駄かつ非効率な公共調達に対して、国民は疑惑の目で見ているところである。政府においては、今後、公共調達の公正性及び透明性を確保し、国民の信頼を早急に回復していくことが強く求められている。</p> <p>この点、随意契約は、恣意的な契約業者の選択、特定業者との天下りを通じた癒着、過大な支払い等が容易に行われる可能性を多分にはらんでいることから、その徹底した情報公開を進めることが喫緊の課題であると考えます。</p> <p>昨年の 12 月議会で、「入札・随意契約の見直しに力点を」というテーマで質問をさせていただきました。</p> <p>内容としては、財政危機にある本市が取り組む施策として、危機的状況打開のための第 5 次行政改革大綱の策定や行政改革の中でも財政健全化に的を絞った「財政再構築プログラム」を策定し、財源不足への対応や施策・事業の見直しを明らかにし、歳入の確保に努める。</p> <p>また、事務事業の選択と集中、アウトソーシングの推進等により、歳出面からも見直すとし、第 5 次の大綱の中にある経営視点に立った財政運営の推進に関しては、「公共工事コストの縮減」という目標も掲げられ、「公共工事の入札・契約についての情報を公開することで透明性を確保するとともに、公共工事コストの縮減に努める」との目標も掲げていることに対しての取り組みの進捗についてお伺いしました。</p> <p>その中で、随意契約の件数や理由等について、説明していただきました。</p> <p>また、随意契約が職員の不祥事につながった面も否定できないことから、栗東市職員収賄事件等再発防止対策委員会の中間報告のとおり、再発防止の意味からも、今後は水道事業所の行う入札についても契約検査室で行うこととし、入札・契約について透明化を図ってまいります。との答弁も頂きました。</p> <p>しかし、地方自治法で随意契約については、限度額は決められていますが、公開についての規定はなく、本市においても「透明性を図っていく」との目標設定はされているようですが、限度額の高低にかかわらず、その契約内容や金額、随意契約にした理由などは知らされることは、ほとんどありません。</p> <p>しかし、市民のニーズとしては、行政サービスの質の向上が求められており、それらに対応する自治体としては、より公平・公正を前面に出しながら、納税者の視点に立って、納めた税金が無駄なく、効率的に使われていることをしっかりと情報公開すべきなのではないかと考えます。</p> <p>いま、多くの自治体では、前述のような状況から、随意契約の内容を、契約相手、契約金額だけでなくその理由も含めて公開している自治体が増えています。</p> <p>本市においても、答弁にもありました、「入札・契約について透明化を図ってまいります」との答弁をいただいておりますが、随意契約の内容を常時情報公開することについてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。</p>

答弁

随意契約内容の公開についてのご質問にお答えします。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札・契約の過程、内容の透明性の確保を図るため、栗東市においても契約検査室で実施する競争入札についての入札結果を随時情報公開コーナーで公開しております。

今年の4月1日から、栗東市随意契約ガイドラインを定め、運用する事で、契約相手の選定理由や随意契約の適法性等その手順を明確にして、契約の透明性の確保に努めてきました。

そうした中で、一部の随意契約の内容については今年の4月1日から公表を始めております。

一方、公共工事コストの縮減につきましては、設計時のチェックリストで管理するとともに、昨年まで設計額6億5千万円以上を一般競争入札とするとしていた基準を1億円まで引き下げ、より多くの入札参加者による競争原理の働く入札とすることで、その透明性の確保とコストの縮減に向けた取り組みを行っております。

また、昨年の栗東市職員収賄事件等再発防止対策委員会の報告に基づき、水道事業所の発注する工事等の入札及び結果の公表につきましても、契約検査室で一括実施しております。水道事業所の随意契約につきましても、市と同様の随意契約ガイドラインで管理することにしており、契約相手の選定理由を明確化することでその透明性の確保につなげております。

今後、さらなる入札・契約の透明性を図るため、業者の選定理由、落札業者、落札金額などの競争入札の情報を、情報公開コーナーにおける公開と合わせインターネット上でも公開するよう準備しており、同時に一定額以上の工事・委託業務の随意契約分の業務名、請負金額、請負業者、請負業者の選定理由等の契約情報の公開の実施に向けて検討してまいります。